

令和5年度第4回東区協議会 次 第

日時：令和5年8月22日（火）午後1時30分から

会場：東区役所 31・32 会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 区長挨拶

4 議事

(1) 協議事項について

令和5年度東区地域力向上事業（助成事業）の提案について

(2) 地域課題について

5 連絡事項

(1) 各課からの連絡

(2) 次回以降の開催予定

9月の開催予定 令和5年9月26日（火）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31・32 会議室

10月の開催予定 令和5年10月10日（火）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31・32 会議室

6 委員からの発信

7 閉会

8 区協議会委員研修「住民自治に関する連続講座」（第2回）

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和5年度東区地域力向上事業（助成事業）の提案について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p>				
対象の区協議会	東区				
内 容	<p>○助成事業1件 提案のあった助成事業について、事業内容等に対しご意見をお伺いいたします。提案事業の詳細は別添資料のとおりです。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	提案団体に、事業の採択・不採択の決定通知を送付。				
担当課	東区・区振興課	担当者	馬淵 有希	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和5年度地域力向上事業提案内容

令和5年8月22日東区協議会

区分	予算額	交付決定額	残額	追加補助金額 (希望額)
助成事業	3,000,000円	2,000,000円	1,000,000円	73,000円

◆助成事業

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容	補助金対象事業費 (希望補助額) (希望補助率)	採択 回数	区行政推進会議検討結果
1	大好き♡笠井文化祭	「大好き♡笠井文化祭」実行委員会	事業の目的 <ul style="list-style-type: none"> ● 笠井・豊西地区の活性化と郷土愛を育む ● 笑顔で仲良く暮らせるまちづくり 事業の効果 <ul style="list-style-type: none"> ● 幅広い世代の地域住民の交流 ● 地域の歴史文化を再発掘し、次世代に継承する機会となる 	<p>令和元年度東区地域力向上事業として1回目を実施し、その後コロナ禍で実施できていなかった。前回同様のイベント開催により、様々な世代の地域住民・団体の交流を図る。</p> <p><今回の事業内容></p> <p>ステージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● フォークソングや童謡などの音楽披露 ● 地元出身の神職・住職による郷土愛トークショー <p>だるま会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 折り紙、けん玉、輪かざりなどの昔遊びコーナー <p>出店</p> <ul style="list-style-type: none"> ● フランクフルト、赤飯、焼鳥など 	183,000円 (73,000円) (40%)	2	
				<p>時期</p> <p>令和5年9月1日（金）～令和5年11月5日（日）</p>			
				<p>場所</p> <p>笠井観音</p>			

助成事業 No.4

< 令和元年度 > (東区 区振興課)

事業名	大好き♡笠井文化祭			
実施団体名	「大好き♡笠井文化祭」実行委員会			
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・笠井、豊西地区の活性化と郷土愛を育み、こどもから大人まで、笑顔で仲良く暮らせるまちづくりを目指す。 ・あわせて、歴史的文化に基づいた笠井町を掘り起こす。 			
事業の成果 (内容)	<p>1 実績 「大好き♡笠井文化祭」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日時: 令和元年11月3日(日) 午前10時～午後4時 ・開催場所: 東区笠井町(笠井観音福来寺境内ほか) ・来場者数: 約1,000人 ・内 容 : ①特設ステージ: 地域の団体や地元小学生による音楽披露 等 ②たるま会館 : 俳句、絵手紙、書道、写真等の展示 ③住吉会館 : 昔遊び体験(折り紙、けん玉、輪飾り 等) ④各種飲食物の出店 <p>2 事業の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い年代の方がステージ発表や体験をしに来場し多くの交流が図られ、目的の一つである、“笑顔”をたくさん見ることができた。 			
総事業費(円)	151,893	補助金額(円)	75,000	
評 価	項 目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	高い	普通	低い
	2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
4) 費用対効果	高い	普通	低い	
意見等				
<p>本事業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体での取組みで、老若男女問わず幅広い人たちが楽しめるイベントであり、その中で交流が図られ、地域のコミュニティの輪が広がっている。 ・単に催し物を行うだけのイベントでなく、俳句といった笠井地区の歴史に触れる機会を提供するなど、地域の文化、生涯学習の振興に貢献している。 				

浜松市地域力向上事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する「地域力向上事業」について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、以下の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 3人以上で構成されること。
- (2) 市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他グループであること。
- (3) 市税の未納がないこと。
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (3) その他公序良俗に反する団体

(対象事業)

第3条 この要綱において地域力向上事業とは、次の各号のいずれかに該当する公益性のある事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (4) 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- (5) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業

(事業区分)

第4条 この要綱において、地域力向上事業の実施に係る形態区分は、次のとおりとする。

- (1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下「助成事業」という。）
団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業
- (2) 区民活動・文化振興事業
地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業
- (3) 区課題解決事業

区内の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

(事業期間)

第5条 地域力向上事業の事業期間は、単年度とする。

(事業の提案等)

第6条 助成事業の提案をしようとする団体（以下「提案団体」という。）は、市長が定める期限までに次に掲げる書類を提出するものとする。なお、原則として1つの提案は1区のみが可能とする。

- (1) 事業提案書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 団体の概要書（第3号様式）
- (4) 市税納付・納入確同意書（第4号様式）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（第5号様式）（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）

2 区は、区民活動・文化振興事業、区課題解決事業を立案するにあたり、区民等からの提案やアイデアを参考に、市民協働の手法により事業化するよう努めるものとする。

(候補事業の検討)

第7条 前条第1項の規定に基づいて提案された助成事業は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）第8条に規定する区行政推進会議において、審議するものとする。

- 2 区行政推進会議においては、提案された助成事業を前項の規定により審議するに当たり、必要に応じて提案団体から事業内容の聴取を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、提案された事業が、地域団体が主体となり地域の課題解決に資するもので、その補助金の交付申請額が15万円以下の助成事業（以下、「少額助成事業」という。）の場合は、第13条に規定する審査会において、審議するものとする。
- 4 前3項の審議は別表1の基準に基づき行うものとする。

(実施予定事業の決定)

第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第4条に規定する区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第6号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、少額助成事業の場合は、第13条に規定する審査会において実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第6号様式）により通知するものとする。
- 3 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業は、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施するものとする。

(事業の実施)

第9条 前条の規定により決定された地域力向上事業は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 助成事業は、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及び浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱（令和2年12月14日施行）に基づき行う。
- (2) 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業は、市長の定めるところにより行う。

(事後評価)

第10条 市長は、実施した助成事業が終了したときは、区行政推進会議及び区協議会で評価を行

う。

2 前項の規定にかかわらず、少額助成事業が終了したときは、第13条に規定する審査会で評価を行う。

3 前2項の評価は別表2の基準に基づき行うものとする。

(中間評価)

第11条 市長は、採択した事業について中間評価を実施することができる。なお、評価方法は前条に規定する事後評価に準じるものとする。

2 継続事業について、当該事業実施年度の前年度に中間評価を実施した場合、評価結果を採択時に斟酌するものとする。

(公表)

第12条 市長は、実施した地域力向上事業の事業概要及び第10条に規定する事後評価結果を区ホームページ等で公表するものとする。

(審査会)

第13条 審査会は、少額助成事業について、審査を行うものとする。

2 審査会の構成員は、区振興課長、提案事業実施地区の協働センター所長、区協議会会長及び副会長とする。

3 審査会の会議は、区振興課長が必要の都度招集し、会議の議長となる。

4 審査会は、書面により開催することができる。

5 前4項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、区振興課長が審査会に諮って定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 がんばる地域応援事業要綱は、平成22年3月31日限り、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

審査指標		点 数				
		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	独自性 (行政施策に同じような事業はないか。)	1	2	3	4	5
2	〇区らしさ (区固有の人材、資源等を活かしているか。より発展・強化させることに繋がるか。)	1	2	3	4	5
3	効果・公益性 (住みよい地域づくりに寄与できるか。)	1	2	3	4	5
4	財政支援の必要性 (行政が補助すべき事業か。)	1	2	3	4	5
5	費用対効果 (事業内容、期待できる効果から、妥当な事業費といえるか。)	1	2	3	4	5

※「効果・公益性」の項目については、行政推進会議での評価の平均が3点以上であることを採択の目安とする。

※ 基準の運用についての詳細は各区において定めることとする。

別表2（第10条関係）

項 目	ランク		
	A	B	C
1) 〇区らしさ	高い	普通	低い
2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
4) 費用対効果	高い	普通	低い

交通（人身）事故日報

（令和 5 年 7 月 31 日分）

1 本県の人身事故

区 分	当 日			当 月 累 計			当 年 累 計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当 年	57		64	1,494	8	1,842	10,549	32	13,332
前 年	34		49	1,604	8	2,072	10,392	32	13,152
増 減	23		15	-110		-230	157		180
率	67.6		30.6	-6.9		-11.1	1.5		1.4

2 死亡事故の状況等

な し

3 全国の死者 7月 30日現在

NO	府県名	死者数	増 減	
1	大 阪	(1)	95	15
2	愛 知	(0)	82	2
3	東 京	(0)	66	-3
4	千 葉	(0)	65	-1
5	北 海 道	(0)	64	8
5	神 奈 川	(0)	64	
7	埼 玉	(1)	60	-1
8	福 岡	(0)	53	17
9	茨 城	(1)	50	13
9	兵 庫	(0)	50	-21
1 1	広 島	(0)	43	5
1 2	三 重	(0)	40	13
1 4	静 岡	(0)	32	

全国死者

1,409 人 (51 人 3.8 %)
 (当日死者数 9 人)

注：死者数欄 () 内は当日分

死亡事故発生件数 31件 (前年比+1件)
 30日死者 5人 (前年比-2人)

4 本県の交通事故死者の状態別

区 分	当 日	当 月 累 計			当 年 累 計			
		当 月	増 減 数	増 減 率	当 年	構 成 率	増 減 数	増 減 率
自 動 車		3	2	200.0	12	37.5		
内ペルト非着			-1	-100.0	4	12.5	-1	-20.0
自 二 車		1	-1	-50.0	5	15.6	1	25.0
原 付 車		1	1		1	3.1	1	
自 転 車		2			3	9.4	-1	-25.0
歩 行 者		1	-2	-66.7	11	34.4	-1	-8.3
そ の 他								
合 計		8			32	100.0		

5 全人身事故の類型別件数

区 分	当 日	当 月 累 計			当 年 累 計					
		当 月	増 減 数	増 減 率	当 年	構 成 率	増 減 数	増 減 率		
人 対 車 両	対(背)面通行中	3	21	8	61.5	156	1.5	52	50.0	
	横断中	横断歩道	1	37	4	12.1	328	3.1	19	6.1
		その他	1	16	-8	-33.3	194	1.8	-1	-0.5
	そ の 他	1	43	18	72.0	272	2.6	49	22.0	
小 計	6	117	22	23.2	950	9.0	119	14.3		
車 両 相 互	正 面 衝 突	1	27	-3	-10.0	170	1.6	-13	-7.1	
	追 突	11	491	-114	-18.8	3,630	34.4	-19	-0.5	
	出 会 い 頭	23	476	-16	-3.3	3,160	30.0	53	1.7	
	追 越 ず れ 違 い 時	2	29	9	45.0	185	1.8	21	12.8	
	右 左 折 時	7	147	8	5.8	1,073	10.2	-33	-3.0	
	そ の 他	6	174	4	2.4	1,121	10.6	56	5.3	
小 計	50	1,344	-112	-7.7	9,339	88.5	65	0.7		
車 両 単 独	1	33	-19	-36.5	259	2.5	-26	-9.1		
踏 切			-1	-100.0	1	0.0	-1	-50.0		
合 計	57	1,494	-110	-6.9	10,549	100.0	157	1.5		

(令和 5年 7月 31日分)

6 警察署別発生状況

区分	当日			当月累計						当年累計					
	件数	死者	傷者	件数 増減	死者 増減	傷者 増減	件数 増減	死者 増減	傷者 増減	件数 増減	死者 増減	傷者 増減	件数 増減	死者 増減	傷者 増減
下田	2		2	17	-3		20	-5	103	5	1	1	139	12	
大仁				15	-6	1	1	22	-15	140	-20	1	1	196	-20
三島	2		2	46	6	1		56	10	330	-2	1	-1	411	-9
伊東	1		1	15	-10			23	-7	128	-34	1	1	189	-26
熱海				6	-6			12		84	8	1	1	110	19
沼津	1		1	85	-36	2	2	100	-52	629	-84	5	3	773	-109
裾野				28	-6			32	-12	244	22	1	-1	302	21
御殿場	2		2	25	-5		-1	31	-5	216	18		-1	276	27
富士	3		4	87	4			104	-10	690	80	3	2	849	85
富士宮	2		2	54	8			66	5	354	43	2	1	457	70
清水	3		3	87	4		-2	102	5	632	15		-3	783	45
静中	5		7	91	-33			114	-25	691	36	2	1	820	64
静南				87	-11			108	-8	638	-76			765	-116
藤枝	3		4	34	-16			41	-21	350	20	2	2	435	41
焼津	4		5	79	25			97	18	456	83	1	1	553	71
島田	1		1	37	1			45	-4	252	14	1	1	319	13
牧之原				23	3			33		165	18	1	-1	205	17
菊川	1		1	26	1			29	-2	178	28		-1	232	26
掛川	3		4	54	-8			72	-7	349	13		-1	448	-3
袋井	1		1	43	-5		-1	46	-14	317	19		-1	404	36
磐田	6		6	82	-1			105	-11	518	-22		-1	689	-26
天竜				6				8	2	38	-4		-2	52	4
浜北	1		1	45	-2	1	1	57	-6	263	3	1		331	4
浜東	4		5	152	-17	1	-1	183	-42	986	-71	1	-2	1,263	-99
浜中	5		5	150	29			179	18	904	33	1	-1	1,115	-2
浜西	2		2	45	-5			56	-7	341	12		-1	447	15
細江	2		2	37	-19		-1	45	-29	310	20		-3	406	39
湖西	3		3	20	2			24		126	-13			164	-12
高速度隊				18	-4	2	2	32	-6	117	-7	6	5	199	-7
合計	57		64	1,494	-110	8		1,842	-230	10,549	157	32		13,332	180

(ブロック別発生状況 ※高速隊は除く)

伊豆	5		5	99	-19	2	1	133	-17	785	-43	5	3	1,045	-24
東部	8		9	279	-35	2	1	333	-74	2,133	79	11	4	2,657	94
静岡	8		10	265	-40		-2	324	-28	1,961	-25	2	-2	2,368	-7
中部	8		10	173	13			216	-7	1,223	135	5	3	1,512	142
西部	11		12	205	-13		-1	252	-34	1,362	38		-4	1,773	33
浜松	17		18	455	-12	2	-1	552	-64	2,968	-20	3	-9	3,778	-51

7 各種事故別

区分	当日			当月累計						当年累計					
	件数	死者	傷者	件数 増減	死者 増減	傷者 増減	件数 増減	死者 増減	傷者 増減	件数 増減	死者 増減	傷者 増減	件数 増減	死者 増減	傷者 増減
幼児				14	4			18	8	81	-13			93	-7
園児				13	-11			13	-17	120	-10			134	-13
小学生	1		1	50				60	5	347	36			395	46
中学生	1		1	20	-18			20	-18	222	17			232	26
高校生	7		7	90	-10			84	-10	572	2			533	-18
高齢者	28		15	575	26	2	-2	307	-18	4,037	266	17	-3	2,245	88
高齢運転	20		21	382	30	2	1	456	2	2,639	191	11	-1	3,253	172
若者運転	7		7	292	-40		-3	388	-66	2,109	-50	4	-3	2,791	-59
初心者				43	-14			53	-40	343	11			483	4
歩行者	6		6	118	22	1	-2	119	21	960	113	11	-1	969	114
自転車	16		16	260	5	2		252	-1	1,727	75	3	-1	1,688	69
原付車				70	-10	1	1	71	-10	506	-46	1	1	533	-43
自二車	3		3	85	9	1	-1	92	13	549	-33	5	1	613	-20
無免許	1		1	5				11	3	23	6	1	1	34	13
飲酒				3	-5			5	-3	35	3		-2	45	7
交差点	29		33	603	-34	3		727	-74	4,349	106	11	2	5,290	33

浜松東署管内の交通事故日報

1 発生状況

(令和 5 年 7 月 31 日分)

区 分	当 日			当 月 累 計			当 年 累 計		
	件 数	死 者	傷 者	件 数	死 者	傷 者	件 数	死 者	傷 者
当 年	4		5	152	1	183	986	1	1,263
増 減	1		1	-17	-1	-42	-71	-2	-99
率	33.3		25.0	-10.1	-50.0	-18.7	-6.7	-66.7	-7.3

2 路線別

区 分	当 日			当 月 累 計			当 年 累 計			
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件 数	増 減	死 者	傷 者
国道				34		43	208	-9		278
主要地方道				10		11	61	-22		72
一般県道				18		24	116	-4		144
市町村道	4		5	83	1	98	537	-36	1	699
その他				7		7	64			70

3 市区町別

区 分	当 月 累 計			当 年 累 計					
	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
中区	21		28	82	-1			112	13
東区	91	1	109	581	-53	1		732	-77
南区	40		46	323	-17		-2	419	-35

4 当事者別件数 (第1当)

区 分	当 日	当 月	当 年	増 減 数
大型車		2	13	-12
中型車		1	14	-1
準中型車		5	22	
普通車	4	136	875	-55
二輪車		3	20	-4
自転車		4	39	4
歩行者		1	1	
その他				-1

注：不明は除く

5 居住地別件数 (第1当)

区 分	当 日	当 月	当 年	増 減 数
管 内	3	90	594	-15
管 外	1	59	357	-22
県 外		3	33	-32

注：不明は除く

6 年齢別件数 (第1当)

区 分	当 日	当 月	当 年	増 減 数
15歳以下		3	11	4
16～19歳		4	41	-9
20～24歳		12	117	-13
25～29歳	1	21	94	-7
30～39歳		22	142	-19
40～49歳		21	153	-16
50～59歳	2	25	150	-5
60～64歳		9	71	2
65歳以上	1	35	205	-6
不 明			2	-2

7 事故類型別件数

区 分	当 日	当 月	当 年	増 減 数
人対(背)面通行中		4	14	6
横断中	横断歩道		1	16
	その他		3	12
その他の		6	22	9
小 計		14	64	13
車両相互	正面衝突		1	8
	追 突		56	362
	出 会 い 頭	3	51	341
	追越すれ違い時	1	4	13
	その他		16	88
右左折時			8	92
その他			8	92
小 計	4	136	904	-71
車 両 単 独		2	18	-12
踏 切				-1
合 計	4	152	986	-71

8 各種事故別

区 分	当 日 累 計			当 月 累 計			当 年 累 計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件 数	増 減	死 者	増 減	傷 者	増 減
幼 児				2		3	12	-2			14	
園 児							20	7			23	7
小 学 生				7		7	39	11			48	15
中 学 生							22	2			22	2
高 校 生				5		5	56	10			55	11
高 齢 者	3		2	52		24	317	1		-2	169	-12
高 齢 運 転	1		1	34		37	202	-4			255	-21
歩 行 者				14		15	64	12		-2	65	12
自 転 車	2		2	19	1	18	156	25	1	1	156	27
原 付 車				6		6	35	-9			37	-8
自 二 車				6		6	34	-26		-1	42	-24
若 者 起 因	1		1	37		47	234	-31		-1	305	-52
初 心 者				4		6	35	-1			47	-7
無 免 許				1		2	3				4	1
飲 酒							2	-1			2	-1
交 差 点	3		4	66	1	79	425	-48	1		536	-61

令和5年度第1回東区協議会 交通安全委員会 活動報告

日 時：令和5年7月18日（火）10:00～11:25

会 場：東区大瀬町2303番地先道路及び東区役所33会議室

出席者：川合 喜實子、原 利夫、馬塚 繁光、松本 久和、森田 良信、
山田 俊明、米山 英二（50音順・敬称略）

事務局 小粥 規正、天野 数幸（東区区振興課）

【交通死亡事故現場確認】東区大瀬町2303先道路（令和4年11月14日発生現場）

- ・現場にて浜松東署交通課後藤健三郎交通係長による説明

（1）委員長あいさつ

（2）交通死亡事故発生状況等について

○浜松東署交通課後藤健三郎交通係長による原因及び注意点等について解説。

- ・現場交差点は過去5年間、事故が頻繁に発生している。
- ・注意喚起看板の設置、交差点のカラー舗装化や信号機のサイクル見直し等が必要との意見が出る。
- ・自分の身を守るためにドライブレコーダーの装備は必須。



（3）その他

- ・令和5年度版リーフレット配布。
- ・令和5年11月14日（火）開催予定の交通安全講習会（交通教育レインボー 浜名湖 北区細江町）について

（4）今後の予定について

■第2回交通安全委員会

日時：令和5年9月5日（火）10:00～

場所：東区役所31、32会議室

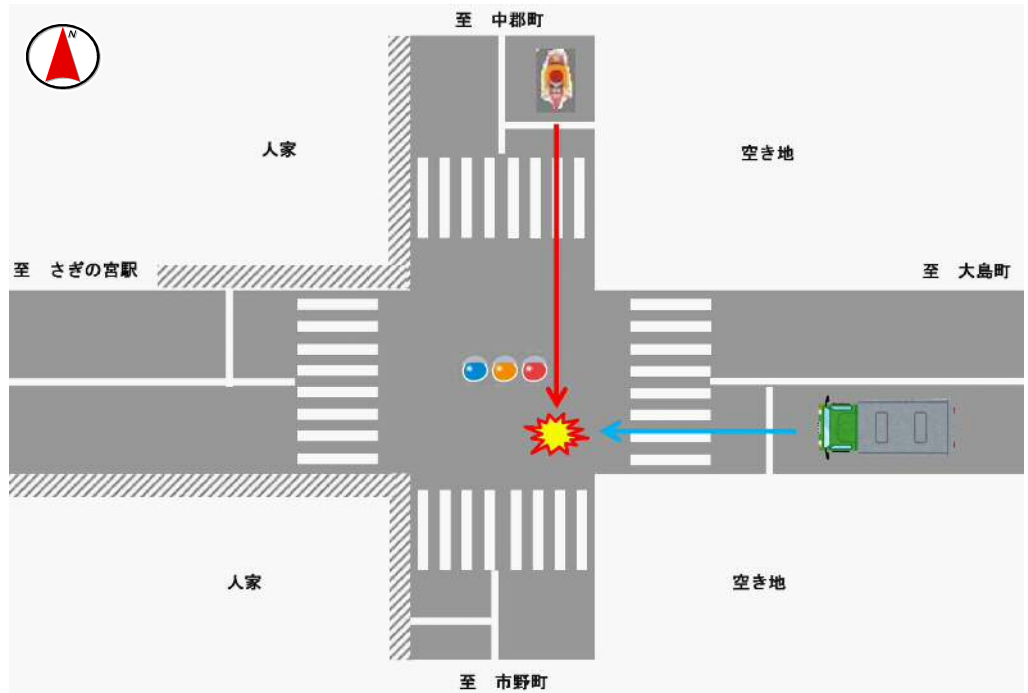
内容：「自転車運転ルール等について」「シミュレーター体験」ほか

交通死亡事故発生情報

令和4年11月25日(金)
道路企画課交通安全推進G

発生日時	令和4年11月14日(月)午後2時25分頃	天候	曇り
発生場所	浜松市東区大瀬町 2303 番地先道路(県道熊小松天竜川停車場線)		
当事者等	原動機付自転車 43歳 男性 浜松市居住者 ※死亡 軽四貨物自動車 63歳 男性 磐田市居住者		
事故状況	十字路信号交差点において、南進中の原動機付自転車と西進中の軽四貨物自動車が出会い頭に衝突した。(原因は捜査中)		

現場見取図
(略図)



事故発生件数

11月17日現在 浜松市人身事故発生状況 速報値			
	件数	死者	傷者
本年	4,426	17	5,662
前年比	-231	+2	-235

交通事故は他人事ではありません!

～あなたの身近で死亡事故が発生しています～



ドライバーのみなさんへ



- いつもの道でも油断せずに安全確認を徹底しましょう。
- 漫然運転は事故の元です。
他の交通に注意して、スピードを落とし、前方左右の安全をしっかりと確認して進行しましょう。
- 交差点では、必ず信号・一時停止を守り、確実に安全確認をしましょう。



交通安全
ワンポイント

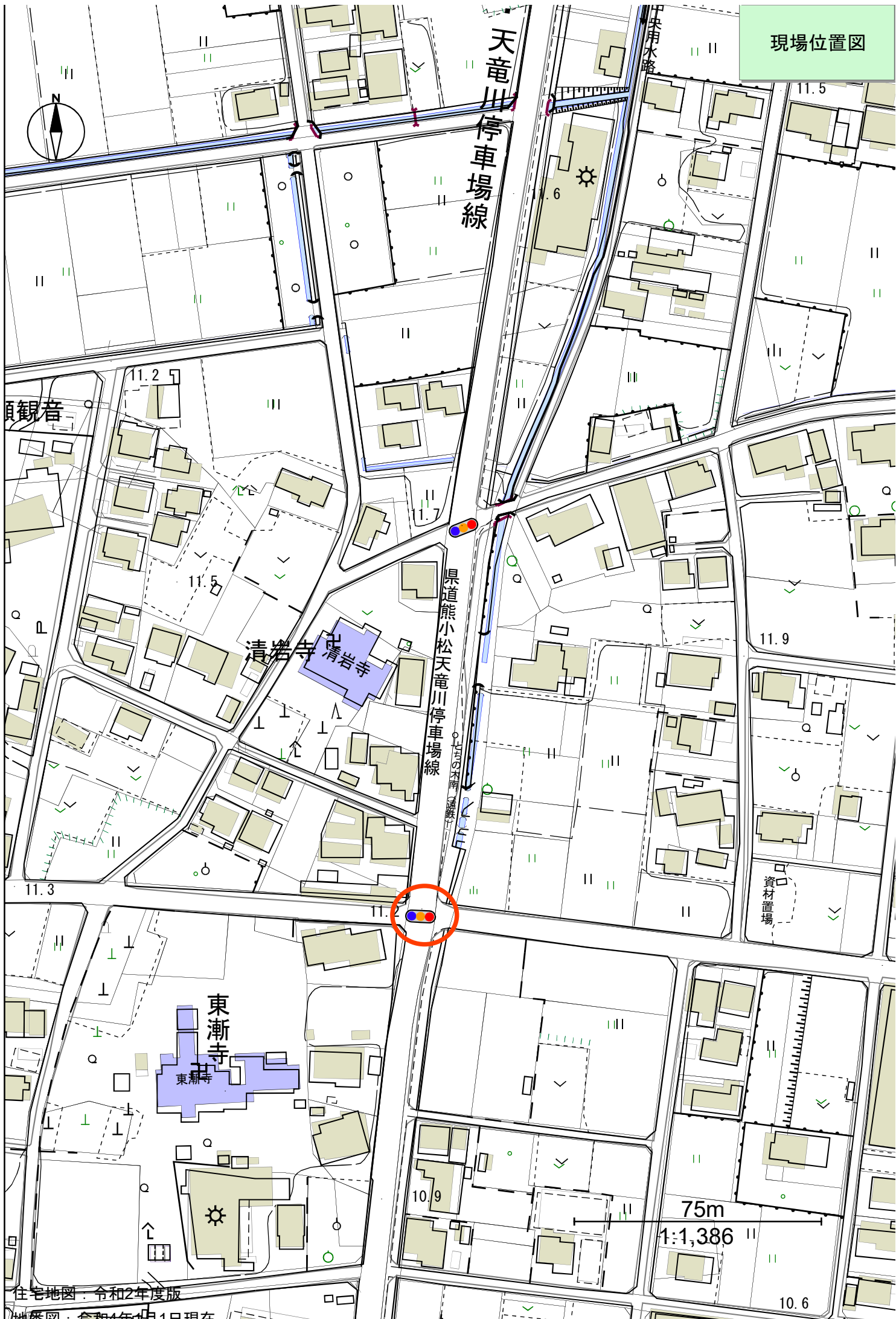


ドライバーのみなさん!

夕暮れ時の事故防止
午後4時からの

ライトオン





令和5年度 第2回浜松市東区地域防災委員会 活動報告

開催日 令和5年7月12日(水) 9時30分～11時00分
開催場所 東区役所 31会議室

出席者 委員長：小野敏彦 副委員長：磯部茂明
委員：齋藤考明、齋藤誠、菅沼とも子、間瀬弘明 (敬称略・五十音順)
事務局 知久正幸、長谷川光洋、緒方大輝

1 議事

(1) 天竜川流域治水対策について・・・河川課

(2) 水田貯留について・・・農地整備課

(事務局)

- ・今回の議事に関するお話を受けて、次回の委員会で何をするか決めていきたい

(河川課)

- ・河川氾濫には6つケースがあり、堤防決壊や内水氾濫などがある。
- ・浸水の発生原因として地球温暖化の影響による短時間での豪雨、土地利用の変化(コンクリートなど都市化)による雨水の浸透率の低下が挙げられる。
- ・100年に1度と呼ばれるような大雨がここ数年降り続けていることから河川改修のみでは氾濫対策は間に合わないため、流域治水をさまざまな面から推進していく必要がある。
- ・その場に降った雨水を溜めるオンサイト貯留(学校のグラウンドに簡易的な堤防を作って雨水をためるなど)と流出した雨水を別の場所で集水するオフサイト貯留(安間川遊水地など)がある。

(農地整備課)

- ・田んぼダムはあまり費用がかからず大規模な工事が不要な流域治水の取り組みではあるが、農業者・地域住民の理解と協力が不可欠であったり、田んぼならどこでもできるというわけではない。
- ・分散した水田では効果が小さく、地域全体での取り組みが求められる。
- ・令和4年度に浜松市浜北区尾野と袋井市国本など県内における田んぼダムの導入効果実証実験が行われ、一定の貯留効果が示された。
- ・農業者の管理労力への影響(ごみのたまりやすさや作物への影響)はほとんどない。

(委員会からの意見)

- ・市でできることとできないことを示してほしい。できないことの明示が自助意識の向上につながると考える。

(これらの意見から)

- ・田んぼダムの選定などの今後の取り組みに関しては今年度中に示すつもり。
- ・河川改修には限界あり。はまたるくんやその代用品で各家庭で一時貯水を。

2 次回開催予定について

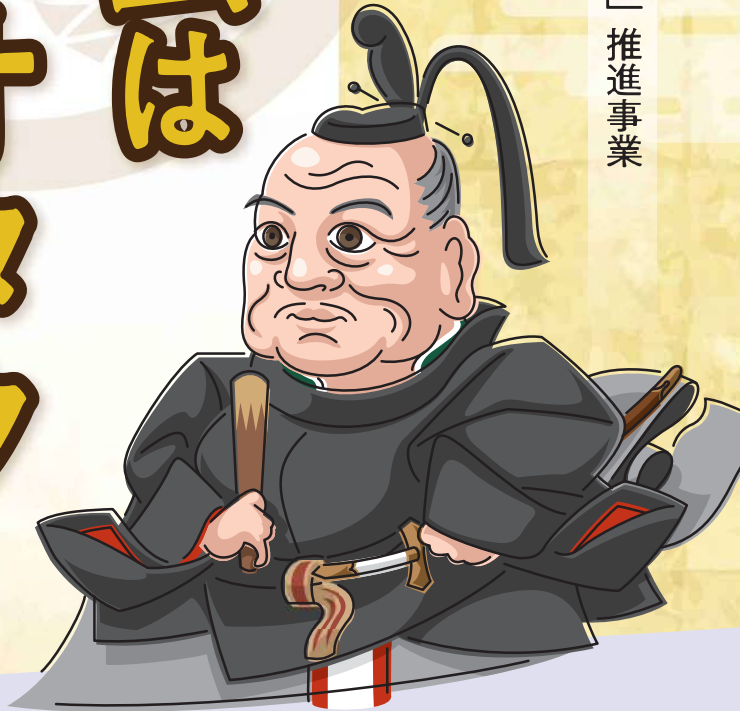
- ・次回の区協議会終了後に決定する。
- ・今回の話を受けてどのように水害対策について区民へ啓発していくかを考えていきたい。



Yes!
家康プロジェクト浜松

令和5年度「東区・家康公ゆかりの里」推進事業

歴史講演会



家康公は健康オタク

健康長寿が天下取りの秘訣

【講師】作家 梓澤要

■梓澤要（あずさわかなめ）氏プロフィール

静岡県磐田市出身。明治大学文学部卒業。一九九三年『喜娘』で歴史文学賞を受賞しデビュー。歴史に対する知的な洞察とドラマ性で本格派の歴史作家として評価されてきた。執筆の傍ら東洋大学大学院で仏教学を学び、博士前期課程卒業。二〇一七年『荒仏師運慶』で中山義秀賞受賞。おもな著書に『捨ててこそ空也』『方丈の孤月 鴨長明伝』『万葉恋つくし』『光の王国 秀衡と西行』『越前宰相秀康』『阿修羅』『百枚の定家』『夏草ヶ原』『遊部』『橘三千代』『唐衣』『枝豆そら豆』『井伊直虎 女にこそあれ次郎法師』『画狂其』『華の譜 東福門院徳川和子』『あかあかや明恵』などがある。

9/23 土

浜松市総合産業展示館

北館4階1号ホール（浜松市東区流通元町20-2）

午後1時30分～午後3時（開場午後1時）

お申込み

8月21日（月）から東区役所3階の東区区民生活課、東区内の各協働センター（天竜・笠井・積志・長上・蒲）で整理券を配布します（土・日・祝日を除く。協働センターのみ土曜日も配布）。配布時間は8時30分から17時15分までとなります。配布数は1人につき3枚までとさせていただきます。申込の際に来場予定者の氏名・居住区・連絡先を記入いただきます。電話でのお申込みは受け付けておりません。整理券の配布数が定員に達し次第、申込を締め切らせていただきます。

対象

浜松市内に居住または浜松市内に通勤・通学する方（定員250人）



産業展示館北館の東側および南側駐車場、またはホームセンター東側の第2駐車場へお停めください。（ただし、駐車場所は変更になる可能性があります。）駐車場は限りがありますので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。



歴史講演会WEB動画配信のお知らせ

お申込みはこちら（8月21日（月）よりお申込み可）

<https://logoform.jp/form/Savd/283643>

または 右記コードよりお申込みください。



10月1日から10月31日まで、当講演会の模様を動画サイトにアップいたします。視聴を希望される方は上記URLまたは右記コードから申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してお申込みください。申込み受付後に動画サイトのURLを記載した受付完了メールを送信いたします。 ※配信の定員はありません。浜松市以外に居住の方もご視聴いただけます。

(東区地域力向上事業)

令和5年度おじいちゃん・おばあちゃんのための作品展

長寿保険課

1 目的

敬老の日を中心として、幼稚園児の描いたおじいちゃん・おばあちゃんの似顔絵及びメッセージを展示することにより、祖父母に対して心から感謝し敬う気持ちを伝えるとともに、展示作品を鑑賞する市民の方にもほのぼのとした感情を抱かせることで、敬老の日の意識高揚を図る。

2 内容

浜松市立和田・与進・豊西・万斛・有玉幼稚園の5歳児が描いた絵画及びメッセージを展示

3 作品の募集方法

当課で用意した指定画用紙を配付し、幼稚園の活動中等に絵を描いてもらう

※応募してくれた園児には参加賞を贈呈

4 応募作品の展示数

約80点を展示予定(園児1人1作品)

5 実施会場 及び 展示期間

(1) イオンモール浜松市野

・展示場所 イオンモール専門店街1階 サウスコート

・展示期間 9月13日(水) 午前10時から 9月19日(火) 午後6時まで

(2) 東区役所

・展示場所 東区役所1階 市民ホール

・展示期間 9月20日(水) 正午から 9月28日(木) 午後5時まで ※閉庁日は除く

6 昨年度の展示状況



(イオンにて)



(区役所にて)

令和5年度第1回 浜松市ヤングケアラーを理解するための講演会

ヤングケアラー 支援を考える

参加無料

9/30(土)

14:00~15:30

(開場 13:30)



【講演内容】

「ヤングケアラー当事者の人生から
考える支援のあり方」

講師：一般社団法人ヤングケアラー協会 小林 鮎奈 氏

高校生、大学生、専門学校生の皆さんも一緒に考えてみませんか？

元ヤングケアラー。看護師、公認心理師、こどもびあ副代表。8歳のころに母が心の病気を患い、悩みながらケアしてきた。母の病気のことを相談できる人に出会いたいという思いから、看護の専門学校に進学し看護師となる。



会場：浜松歯科衛生士専門学校ホール

所在地：浜松市中区鴨江 2-11-2 (浜松市保健所東隣)

【アクセス】

遠鉄バス：JR 浜松駅からは3番乗り場

「9 鴨江 医療センター行き」

「9-22 鴨江 大平台行き」をご利用ください。

※駐車場には限りがございます。会場には公共交通機関でお越しください。

駐車場をご利用の場合は、保健所裏側をご利用ください。

参加申込は右記の2次元コードまたは裏面をFAXにて。

定員：会場 100名、オンライン 100名 (先着順)

〆 切：9/15(金) 17:00まで



主催：浜松市 問合せ先：浜松市子育て支援課 TEL:053-457-2793

メール：kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp

参加申込書（子育て支援課行き FAX:053-457-3011）

※FAX 番号を確認後、送信してください。

ふりがな											
名前											
住所	〒										
電話（携帯可）											
参加方法 （どちらかに✓）	<input type="checkbox"/> 会場参加（今回は参加証の発行はございません） <input type="checkbox"/> オンライン参加（必ずメールアドレスを記載）										
メールアドレス											
事前アンケート （聴講者の傾向を講師に伝えるためのアンケートです。ご協力ください）	<p>①あなたの年代を教えてください。 <input type="checkbox"/>20 歳未満 <input type="checkbox"/>20 歳代 <input type="checkbox"/>30 歳代 <input type="checkbox"/>40 歳代 <input type="checkbox"/>50 歳代 <input type="checkbox"/>60 歳代</p> <p>②あなたの所属・職種等を教えてください。（あてはまるものすべて）</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/>学校教職員</td> <td><input type="checkbox"/>支援機関・事業所等職員（高齢者福祉分野）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>行政職員</td> <td><input type="checkbox"/>支援機関・事業所等職員（障害福祉分野）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>会社員・自営業等</td> <td><input type="checkbox"/>支援機関・事業所等職員（児童福祉分野）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>高校・大学・専門学校</td> <td><input type="checkbox"/>支援機関・事業所等職員（医療分野）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>無職</td> <td><input type="checkbox"/>支援機関・事業所等職員（その他の保健・福祉分野）</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/>地域関係者（民生委員・児童委員、主任児童委員・自治会役員等） <input type="checkbox"/>地域の支援団体関係者（学習支援教室、子ども食堂、民間学童等） <input type="checkbox"/>その他（）</p> <p>③ヤングケアラー支援について聞きたいこと、疑問に思っていることをご自由にご記入ください。（当日の質疑応答に反映させていただきます）</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	<input type="checkbox"/> 学校教職員	<input type="checkbox"/> 支援機関・事業所等職員（高齢者福祉分野）	<input type="checkbox"/> 行政職員	<input type="checkbox"/> 支援機関・事業所等職員（障害福祉分野）	<input type="checkbox"/> 会社員・自営業等	<input type="checkbox"/> 支援機関・事業所等職員（児童福祉分野）	<input type="checkbox"/> 高校・大学・専門学校	<input type="checkbox"/> 支援機関・事業所等職員（医療分野）	<input type="checkbox"/> 無職	<input type="checkbox"/> 支援機関・事業所等職員（その他の保健・福祉分野）
<input type="checkbox"/> 学校教職員	<input type="checkbox"/> 支援機関・事業所等職員（高齢者福祉分野）										
<input type="checkbox"/> 行政職員	<input type="checkbox"/> 支援機関・事業所等職員（障害福祉分野）										
<input type="checkbox"/> 会社員・自営業等	<input type="checkbox"/> 支援機関・事業所等職員（児童福祉分野）										
<input type="checkbox"/> 高校・大学・専門学校	<input type="checkbox"/> 支援機関・事業所等職員（医療分野）										
<input type="checkbox"/> 無職	<input type="checkbox"/> 支援機関・事業所等職員（その他の保健・福祉分野）										

申込

方法

期限

①申込フォーム(右の2次元コード)または、

②FAX **053-457-3011**へ



2023年9月15日(金)17:00まで

- ・受付期間終了後、オンライン参加の方にはメールにて参加に関する情報をお知らせします。
- ・メールは下記アドレスから送信しますので、受信可能となるように設定をお願いします。
- ・9月26日(火)までに届かない方は、下記連絡先までお知らせください。

【連絡先】浜松市子育て支援課 ☎053-457-2793

✉kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp



報道発表

区協議会の開催日程（8月）について

区協議会が、次のとおり開催されます。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第4回	8月23日 (水) 14:00～	浜松市 防災学習センター 3階 講座室	<ul style="list-style-type: none"> ・ (協議)令和6年度予算編成に対する区重点提案事業について ・ その他 	5人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第4回	8月22日 (火) 13:30～	東区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ (協議)令和5年度東区地域力向上事業(助成事業)の提案について ・ その他 	5人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第5回	8月23日 (水) 13:30～	西区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域課題について ・ その他 	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第5回	8月24日 (木) 13:30～	南区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ (報告)南清掃事業所の移転について ・ その他 	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第4回	8月23日 (水) 15:30～	北区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ (協議)令和5年度北区地域力向上事業(助成事業)の提案について ・ その他 	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1112
浜北区協議会	第5回	8月24日 (木) 13:30～	浜北区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ (協議)令和5年度浜北区地域力向上事業(助成事業)の提案について ・ 地域課題について ・ その他 	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第5回	8月31日 (木) 14:00～	天竜区役所 2階 21・22会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域課題について ・ その他 	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

*傍聴の申し込みは、各区役所区振興課へお問い合わせください。

*7月～11月の区協議会の終了後に住民自治に関する連続講座の研修会を動画形式で実施します。

(当月に開催のない区協議会は、翌月の区協議会に繰り延べて研修会を実施します。)

